

十勝環境複合事務組合職員被服貸与規則

昭和59年4月1日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、職務の執行上被服を必要とする職員に対する被服の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第2条 被服を貸与する職員の範囲、品目、員数及び期間は別表のとおりとする。

(準用規定)

第3条 前条に規定するもののほか必要な事項については、帯広市職員被服貸与規則(昭和34年規則第19号)を準用する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年8月31日)

この規則は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月20日)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月22日)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月24日)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年5月29日)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月26日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月9日)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月28日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職員の範囲	被服名	員数	貸与期間	備考
中島処理場に勤務する職員	作業服（上）	2	無期限	
	作業服（下）	3	無期限	
	防寒服（上、下）	1	無期限	
	オーバーオール	2	無期限	
	盛夏衣（上）	2	無期限	
	雨衣（上、下）	1	無期限	
くりりんセンターに勤務する職員	作業服（上）	2	無期限	事務職員を除く 備付
	作業服（下）	2	無期限	
	防寒服（上、下）	1	無期限	
	オーバーオール（夏）	1	無期限	
	盛夏衣（上）	1	無期限	
	雨衣（上、下）	1	無期限	
十勝川浄化センターに勤務する職員	作業服（上）	1	無期限	
	作業服（下）	2	無期限	
	防寒服（上、下）	1	無期限	
	盛夏衣（上）	1	無期限	
	雨衣（上、下）	1	無期限	